

議案第36号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第1条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第36条 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略 2～6 略</p> <p><u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき回項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第36条 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略 2～6 略</p> <p><u>7</u> 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p><u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき回項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(3) 略 2～5 略 (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>(4) 略 2～5 略 (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 (4) 略 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>5 略</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な事由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第36条の5～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第14条 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 略</p>	<p>5 略</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第36条の5～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第14条 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 略</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p> <p>第15条の2 <u>法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)</u> <u>に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)</u> <u>に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)</u> <u>に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 略</p> <p>2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、<u>3輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)<u>又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)</u>の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、<u>軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p>	<p><u>るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 <u>道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例）</u></p> <p>第15条の3 <u>当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、同法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</u></p> <p>第15条の4 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、<u>道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例											
<p>第15条の4 略</p> <p>第15条の5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="129 1018 1108 1058"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p><u>自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p>第15条の5 略</p> <p>第15条の6 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにお いて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月 の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1018 2154 1058"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第 82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税 の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1176 1313 2154 1426"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(イ) a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> </table>	略	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(イ) a	6,900円	1,800円		10,800円	2,700円
略												
略												
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円										
第2号ア(イ) a	6,900円	1,800円										
	10,800円	2,700円										

現 行 条 例

改 正 条 例

第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車

第16条の2 削除

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p><u>が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>2 <u>町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第2条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例				
<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第23条 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>第25条～第151条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第15条の7 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2～4 略</p>	略		<p>○幕別町税条例 (昭和30年 5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第23条 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>第25条～第151条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第15条の7 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2～4 略</p>	略	
略					
略					

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該 判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第16条の3～第29条 略</p>	<p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自 家用の乗用に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令 和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽 自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該 判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第16条の3～第29条 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第3条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																										
<p>○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成30年6月19日 条例第23号)</p> <p>(幕別町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 幕別町税条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>附則第16条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を第3項とし、第7項を第4項とする。</p> <p>附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。</p> <p>第2条～第7条 略</p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p>○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成30年6月19日 条例第23号)</p> <p>(幕別町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 幕別町税条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。</p> <p>第2条～第7条 略</p>	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
 法附則……………地方税法附則
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
 条例附則……………幕別町税条例附則

税目名 個人町民税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 個人町民税の非課税範囲の見直し	法第295条 法第317条の3の2 法第317条の3の3 条例第24条 条例第36条の3の2 条例第36条の3の3	個人住民税の非課税対象者の拡大 ・ 事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受け、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者の個人住民税を非課税とする。	令和3年1月1日から適用する。
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 軽自動車税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等													
1 軽自動車税の環境性能割の見直し	法附則第29条の8の2 法附則第29条の9 法附則第29条の18 条例附則第15条の2 条例附則第15条の2の2 条例附則第15条の6	軽自動車税の環境性能割の税率の見直し ・ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象自家用軽自動車</th> <th>現行税率</th> <th>改正後税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> ※電気自動車等を除くガソリン車（ハイブリット車を含む）については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。	対象自家用軽自動車	現行税率	改正後税率	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等	非課税	非課税	2020年度燃費基準+10%達成	2020年度燃費基準達成	1.0%	非課税	上記以外の車	2.0%	1.0%	令和元年10月1日から適用する。
対象自家用軽自動車	現行税率	改正後税率														
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等	非課税	非課税														
2020年度燃費基準+10%達成																
2020年度燃費基準達成	1.0%	非課税														
上記以外の車	2.0%	1.0%														

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
2 軽自動車税の種別割の見直し	法附則第30条 法附則第29条の2 条例附則第16条 条例附則第16条の2	軽自動車税の種別割の税率の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例の現行制度を2年間延長する。 ・令和3年度以降に新規取得した軽自動車について、適用対象を電気軽自動車等に限定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月1日から適用する。 ・令和3年4月1日から適用する。
3 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	